

赤坂地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募に関する質問書回答

	質問項目	質問内容	回答
1	最低賃金について	従事する職員について最低賃金を遵守するとのことですが、指定管理期間中に最低賃金の改定があった場合、人件費の上昇分については今回提案の資金計画の金額とは別途協議、請求ができる認識でよろしいでしょうか。 また、協議、請求ができない場合、資金計画書ではどのように算出すればよいかご教授ください。	人件費の上昇分については、別途協議の上、承諾された場合には請求することが可能です。
2	従事する職員の最低賃金水準額について	指定管理業務に従事する人員について、再委託の場合も港区最低賃金水準額が適応されますでしょうか。	適応されます。 公募要綱の13ページ(2)1～2行目をご確認してください。
3	管理責任の分担の考え方について	管理責任の分担について、「3 物価変動」「4 金利変動」が指定管理者のみの責任分担となっております。次頁「指定管理料の支払」で「収支計画は人件費や物価の変動の影響を考慮のうえ作成すること」という記載はあるものの、具体的な物価を想定することは困難なため、貴区で具体的な数字をご教授ください。	具体的な数字の提示はしておりません。 物価変動、金利変動を見込んで資金計画書を算出してください。 また、全国的に大幅な高騰となった場合に、指定管理料の増額対応をするケースがあります。
4	港区職員のハラスメント防止等に関する要綱について	第3条の適用範囲において「この要綱は、職員の間の問題及び職員と区民等との間の問題に適用する。」と定義されているものの、内容は職員間、および職員と委託先等の協力会社間のものであると見受けられます。施設管理者と公園利用者とのハラスメント問題の考え方について、指定管理者が基準とすべき指針やマニュアル等がありましたらご教示ください。	「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」第2条(7)職員の定義において、指定管理者も職員として含むものとして解釈できます。
5	防犯カメラの運用について	今回、防犯カメラの運用又は保守点検に関する記載が新たに追加されておりますが、防犯カメラの設置に至る状況として想定しているものがありましたらご教示ください。また、現状で設置の必要性を検討している公園がありましたら、ご教示ください。	「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領」第3条の規定に適合する場合は、設置することができます。 現状で設置の必要性を検討している公園はありません。(参考資料1)
6	管理事務所の職員体制について	「管理事務所には必ず職員が常駐する体制を取ること。」とありますが、常駐する体制が確保できれば、責任者を含め専任は要件としないということでしょうか。	責任者を含め専任以外の職員を配置しても構いませんが関係法令を熟知し、事業を実施するために必要な知識、技能及び経験等を有する職員が常駐する体制をとってください。
7	園内の巡回及び点検について	「職員が常駐していない公園等においては、管理責任者が週1回以上、園内を巡回及び点検すること。」とありますが、ここでいう管理責任者とは、前述の「他施設での経験を有する管理責任者」のことでしょうか。	ご認識の通りです。
8	公園内の占用及び使用許可の対応について	「許可された催し物に対しては、開催前に許可受者内容の確認と指導等を事前に行うこと。」とありますが、区が許可を行い、実際の内容確認と指導は指定管理者が行うという意味でしょうか。	指定管理者が主体で行う催し物に対してはご認識のとおりです。 民間事業者及び町会等が行う催しものに対しては区が許可及び内容確認、指導を行います。

9	植栽管理に樹木診断フォローアップについて	樹木管理マニュアルにおいて、樹木診断で「総合判定がB2及びC判定となった樹木のうち更新せずに観察を行う樹木は1年後に改めて外観診断や機器診断を行う」とありますが、樹木診断を行う令和11年度以降はフォローアップ診断の費用も見込んで資金計画を作成するというのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	提出書類の電子データ形式について	申請書類・計画書類を電子媒体で提出する際のデータ形式に指定はございますか。	指定はございません。
11	申請書類について	提出する書類は本社に係るもののみでしょうか。それとも、全国に営業所がある場合は、本社および営業所すべての書類を提出する必要があるでしょうか。	本社に係るもののみ提出をお願いします。
12	二次審査について	プレゼンテーション用の資料とはパワーポイント、およびその印刷資料との認識でよろしいでしょうか。	資料に指定はございません。
13	二次審査について	詳細は通知いただけるとのことですが、出席者の事前調整をしたいと思います。現時点での想定で構いませんので、出席者人数、必要出席者を教えてください。	公表できません。
14	計画書類について	様式11, 13, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28について、上部見出しの位置や余白サイズを変更して記載することは可能でしょうか。	様式の変更は不可です。

○港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領

平成29年3月31日

28港街土第3429号

(趣旨)

第1条 この要領は、港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準（平成16年12月20日付16港政総第547号）に定めるもののほか、港区立の公園、児童遊園、緑地及び遊び場（以下「公園等」という。）への防犯カメラの設置及び当該防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(防犯カメラの管理者等)

第2条 公園等に係る防犯カメラ管理者は、各総合支所まちづくり課長をもって充てる。

2 公園等に係る防犯カメラ取扱者は、各総合支所まちづくり課土木担当をもって充てる。

(設置基準)

第3条 公園等に係る防犯カメラ管理者は、犯罪防止、公園内への不審者の侵入防止、及び施設の保全等（以下「犯罪等」という。）を目的として、防犯カメラを設置することができる。

(防犯カメラの設置場所と映像)

第4条 防犯カメラは、公園等の出入口、トイレ等の不審者等の侵入を記録することができ、かつ、防犯等に効果の高い敷地内の場所に設置する。

2 防犯カメラの映像は、顔が識別できる程度の画像を標準とする。

3 防犯カメラによる撮影に当たっては、公園等の敷地以外の場所を通行する者等のプライバシーに配慮しなければならない。

4 公園等に係る防犯カメラ管理者は、防犯カメラの設置に当たり、落下防止等の安全措置を講じなければならない。

5 公園等に係る防犯カメラ管理者は、画像記録装置の盗難等を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。